

出産・子育て応援交付金の 制度化についての自治体説明会

こども家庭庁 成育局 成育環境課
令和6年2月22日

法案の趣旨

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・子育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

法案の概要

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

（1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

- ①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
- ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

（2）全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①・②児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ④教育・保育を提供する施設・事業者に経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

（3）共働き・子育ての推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

- ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期間に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設 【特別会計に関する法律】

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

- ①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（*）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
 - ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
 - ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
 - ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（*）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。
- （*）を子ども・子育て支援法に位置づけることに伴い、同法の目的・「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

※この他、子ども・子育て支援法第58条の9第6項第3号イについて、規定の修正を行う。

施行期日

令和6年10月1日（ただし、1(2)⑦は公布日、1(2)⑥は令和6年11月1日、1(1)②、(2)①③④⑤、(3)①、2は令和7年4月1日、1(2)②、3②は令和8年4月1日、1(3)②は令和8年10月1日に施行する。） 1

妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設

【子ども・子育て支援法、児童福祉法等】

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に**妊婦のための支援給付を創設**するとともに、児童福祉法に**妊婦等包括相談支援事業を創設**し、市町村は、**妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせる**ことを子ども・子育て支援法に規定。

妊婦のための支援給付 (子ども・子育て支援法)

- 市町村は、妊婦であることの認定後に**5万円**を支給。その後、妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後に**妊娠しているこどもの人数×5万円**を支給する。
- 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、財源として**子ども・子育て支援納付金を位置づける**。等



妊婦等包括相談支援事業 (児童福祉法)

- 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業として新設する。
- 母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づける。

妊娠期
(妊娠8~10週前後)

面談 給付申請

※妊娠届出時等

妊娠期
(妊娠32~34週前後)

面談

出産・産後

面談 給付の届出

※出生届出時や
乳児家庭全戸訪問等

産後の育児期

継続的な情報発信
希望に応じた相談対応

【実施主体】市町村 (こども家庭センター)
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託可)

伴走型相談支援

身近で相談に応じ、必要な支援メニューにつなぐ

妊婦の認定後：5万円の支給

妊娠しているこどもの人数×5万円の支給

※ 給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など確実な支払方法とする。
この場合においても、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能。

【妊婦のための支援給付関係】

○子ども・子育て支援法

(妊婦のための支援給付)

第十条の二 妊婦のための支援給付は、妊婦支援給付金の支給とする。

(妊婦等包括相談支援事業等との連携)

第十条の三 市町村は、妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦支援給付金の支給と児童福祉法第六条の三第二十二項に規定する妊婦等包括相談支援事業による援助その他の支援とを効果的に組み合わせることにより、妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援を行うよう配慮するものとする。

(支給要件)

第十条の八 妊婦のための支援給付は、妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行う。

(市町村の認定等)

第十条の九 妊婦のための支援給付を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定(以下「妊婦給付認定」という。)は、当該妊婦給付認定を受けようとする者の住所地の市町村が行うものとする。

(妊婦支援給付金の支給)

第十条の十二 市町村は、妊婦給付認定者に対し、妊婦支援給付金を支給する。

2 妊婦支援給付金の額は、当該妊婦給付認定者の胎児の数に一を加えた数に五万円を乗じて得た額とする。

3 妊婦給付認定者が当該妊婦給付認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として他の市町村から妊婦支援給付金の支給を受けた場合には、当該妊婦給付認定者が市町村から支払を受けることができる妊婦支援給付金の額は、前項に規定する額から当該他の市町村から支払を受けた額を控除した額とする。

(届出等)

第十条の十三 妊婦給付認定者は、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、当該妊婦給付認定者の胎児の数その他内閣府令で定める事項を届け出なければならない。

2 市町村は、他の市町村に対し、妊婦支援給付金の支給のため必要な情報の提供を求めることができる。

(妊婦支援給付金の支払方法)

第十条の十四 妊婦支援給付金のうち、五万円は妊婦給付認定後遅滞なく、第十条の十二第二項の規定により算定した額から五万円を控除した額は当該妊婦給付認定者の胎児の数についての前条第一項の規定による届出があった日以後に支払うものとする。ただし、第十条の十二第三項の規定の適用がある場合における妊婦支援給付金については、同項の規定により算定した額を当該届出があった日以後に支払うものとする。

2 妊婦支援給付金は、現金その他確実な支払の方法で内閣府令で定めるものにより支払うものとする。

(市町村の支弁)

第六十五条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 妊婦支援給付金の支給に要する費用

一の二～六 (略)

(妊婦支援給付金等支給費用への国等の交付金の充当)

第六十六条の四 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第一号に掲げる費用については、その全額につき、第六十八条第一項の規定による国からの交付金をもって充てる。

2 (略)

【妊婦等包括相談支援事業関係】

○児童福祉法

第六条の三（略）

②～⑳（略）

㉒ この法律で、妊婦等包括相談支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、妊婦及びその配偶者その他内閣府令で定める者（以下この項において「妊婦等」という。）に対して、面談その他の内閣府令で定める措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業をいう。

㉓（略）

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業及び妊婦等包括相談支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

一～三（略）

第二十一条の十の三 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業又は妊婦等包括相談支援事業の実施に当たっては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

○子ども・子育て支援法

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 妊婦及びその配偶者並びに子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、妊婦及びその配偶者並びに子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、妊婦若しくはその配偶者又は子ども若しくはその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

二～十四（略）

出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援の制度化について

<改正のイメージ（案）>

令和5年11月21日

第3回子ども・子育て支援等分科会 資料

以下のような改正を行い、令和7年度からスタートすることとしてはどうか。

- 経済的支援は、**子ども・子育て支援法の新たな個人給付を創設**し、伴走型相談支援は、**児童福祉法の新たな相談支援事業を創設**することとする。その上で、**市町村は、新たな個人給付は、相談支援事業等の支援と組み合わせて行う**ことを規定する。

【子ども・子育て支援法の新たな個人給付】

- 子ども・子育て支援法上の新たな給付については、自治体の認定等の事務の軽減や、既存の経済的支援（児童手当や出産育児一時金等）との整理の観点から、妊婦支援を目的に、**妊娠に着目した給付として「妊婦のための支援給付（仮称）」を創設**する。
- 具体的な規定イメージと運用イメージは下記のとおり。
妊娠に着目した給付であることから規定は左側のとおりとなるが、**運用は現行と同様とすることを想定**。

○規定イメージ

<1回目の支給>

- ・ **妊婦**（※1）は妊婦のための支援給付申請を行う。
- ・ 市町村は申請に基づき給付**認定**を行い、認定**直後に5万円**を支給する（※2）。

（※1）妊婦であって日本国内に住所を有する者であることを要件として規定。
（※2）現金その他確実な支払の方法として内閣府令に定めるものにより支給すると規定。

<2回目の支給>

- ・ 5万円の支給を受けた方は、妊娠している子どもの人数等の届出を行う。
- ・ 市町村は届出後に残りの額として**妊娠している子どもの人数×5万円**を支給する。

○運用イメージ

<1回目の支給>

- ・ **妊婦は、妊娠届出や伴走型相談支援による1回目の面談の機会に合わせて、給付申請を行う**ことを想定。
給付のために別途、来所等は不要。
- ・ **市町村は申請や認定時に伴走型相談支援を実施。**

<2回目の支給>

- ・ 5万円の支給を受けた方は、**出生届時や伴走型相談支援による3回目の面談の機会に合わせて、妊娠している子どもの人数等の届出を行う**ことを想定。

【児童福祉法の新たな相談支援事業】

- 伴走型相談支援については、**主に妊婦・その配偶者等**に対して（※）**面談等により情報提供や相談等を行う事業**として「**妊婦等包括相談支援事業（仮称）**」を創設し、児童福祉法の他の事業と同様に**市町村の実施の努力義務等を規定**するとともに、母子保健法の事業との連携確保について定める。合わせて、子ども・子育て支援法上の地域子育て支援事業に位置づけるため、利用者支援事業の号の規定を一部改正する。なお、出産後の3回目の面談は「乳児家庭全戸訪問事業」と一緒に行っている自治体が多く、その場合は「乳児家庭全戸訪問事業」で読むことが可能。
（※）その他内閣府令で対象者を定めることを想定。
- 事業の具体的な実施方法については、地方自治体の取組状況や課題等をまとめる今年度の調査研究結果を踏まえて、来年度、相談支援のあり方（実施時期に応じた面談や情報提供の具体的な内容や方法、相談の実施体制や場所等）について検討を行う予定。

令和5年11月21日

第3回子ども・子育て支援等分科会 資料

【参考】妊婦のための支援給付（仮称）の支給方法について

- 妊婦のための支援給付（仮称）は、子ども・子育て支援法の新たな個人給付として創設するため、市町村は法律で定められた金額を確実に支給する必要がある。
- そのため、給付金の支払方法を「**現金その他確実な支払の方法として内閣府令に定めるものにより支給する**」と規定することとしているが、「内閣府令に定めるもの」については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、**支給金額を外形的に担保できる方法**（現金のほか、口座への資金移動が一円単位ででき、かつ、現金自動支払機を利用する方法その他の方法により、一円単位で口座から通貨による受取ができる方法）として、以下を規定することを検討。
 - ①指定金融機関への口座振込
 - ②窓口支払や送金
 - ③資金移動業者の口座への資金移動（※）（※）賃金のデジタル払いを参考に、詳細については今後検討
- この場合においても、給付金を確実に妊娠・出産・こども・子育て支援に充てていただけるよう、**市町村において、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能**であり、こうした方法は給付金の趣旨に沿った形での利用を促進する観点から望ましいと考えられることから、**国としても、好事例の周知や事務費の支援などにより引き続き後押ししていく。**
- クーポン支給の運用イメージは以下のとおり。

○運用イメージ

- ①市町村は、妊婦のための支援給付（仮称）の申請書に、支給された給付金をクーポンで受け取ることを希望しますかと記載。
- ②クーポンで受け取ることを希望する方に、クーポンによる支給を実施。

出産・子育て応援交付金事業の2回目の面談について

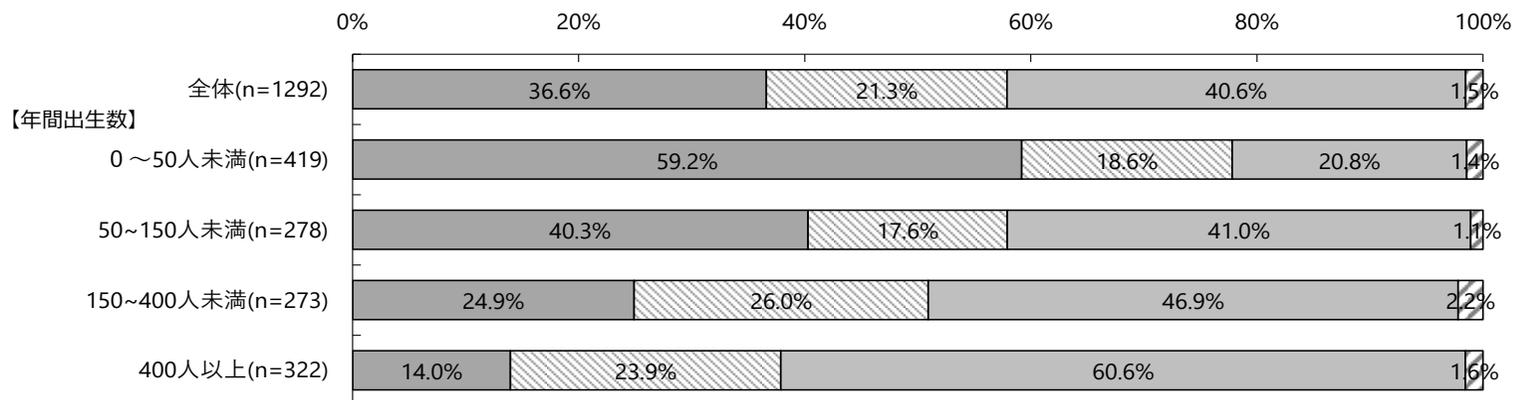
アンケート調査概要

- 調査対象：全市町村（1,741自治体）
- 調査方法：電子メールにより調査票を送付・回収
- 調査時点：令和5年10月1日時点
- 現時点の有効回答数：1,294自治体

アンケート調査結果

伴走型相談支援の2回目（妊娠8か月ごろ）の面談の対象者

質問3(6)2回目（妊娠8ヶ月ごろ）の面談の対象者



※市町村の割合

- 1. 全員を対象に実施している
- 2. 事前のアンケート等で希望した方を対象としている
- 3. 事前のアンケート等で希望した方と支援の必要性が高い方を対象としている
- 4. その他

(※) 株式会社野村総合研究所による「出産・子育て応援交付金事業の実施状況の把握、好事例の収集及び今後のあり方に関する調査研究」（令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業）として実施したアンケート結果の速報値。現時点の集計結果であり、精査の結果、確報値が変わる可能性がありうる。

出産・子育て応援交付金の制度化に係る主な変更点（概要）（法案が成立した場合）

項目	現 行（～令和6年度）	制 度 化 後（令和7年度～）
事業名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産・子育て応援給付金 ・ 伴走型相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦のための支援給付 ・ 妊婦等包括相談支援事業
事業根拠	予算事業	法定事業 子ども・子育て支援法（妊婦のための支援給付、第10条の2） 児童福祉法（妊婦等包括相談支援事業、第6条の3第22項）
給付額の算定基礎	出産応援ギフト 妊娠の届出をした妊婦 子育て応援ギフト 出生した児童数	1 回目の支給 妊娠の届出をした妊婦 2 回目の支給 妊娠している子どもの数（流産・死産等も含む）
給付対象者	養育者	妊婦
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産・子育て応援給付金 国：2/3、都道府県：1/6、市町村：1/6 ・ 伴走型相談支援 国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4 ・ 委託経費等 国：10/10 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦のための支援給付 子ども・子育て支援納付金：10/10 ・ 妊婦等包括相談支援事業 令和7年度予算の編成過程で検討 ・ 委託経費等 令和7年度予算の編成過程で検討